

65歳以上のみなさん

あなたの
介護
保険料



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

令和5年度版

介護保険制度は、3年に1度見直しが行われ、令和3～5年度は第8期の介護保険料となっています。健全に運営できるように、介護保険料はきちんと納めましょう。



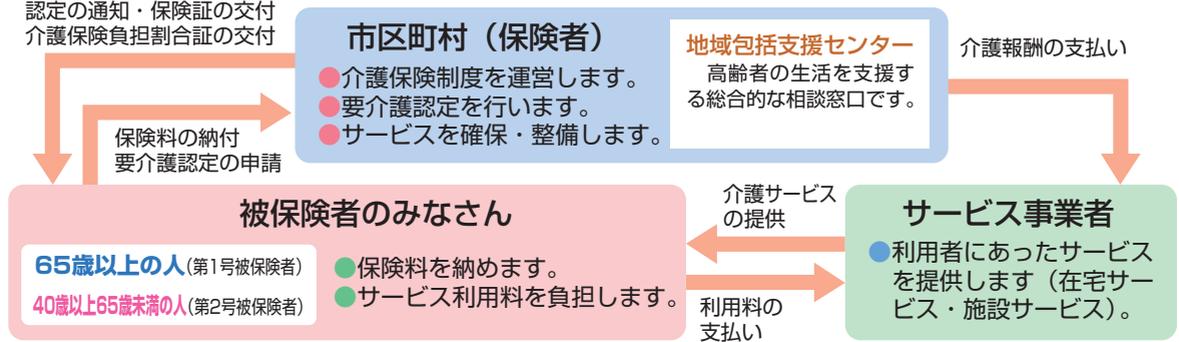
も
く
じ

わたしたちのまちが介護保険を運営します…… 3
 介護保険料は大切な財源です…………… 4
 介護保険料を納め始めるのは…………… 5
 介護保険料は所得に応じて決まります…………… 6
 介護保険料の納め方（特別徴収）…………… 8
 特別徴収の人は年金受給月ごとの納付となります… 9
 介護保険料の納め方（普通徴収）…………… 10
 こんなときには普通徴収になります…………… 11
 コンビニエンスストアなどでも納付ができます… 12
 介護保険料を納めないでいると…………… 13
 介護保険に関連する各種お知らせ…………… 14
 介護サービスが必要になったら…………… 15

…わたしたちのまちが介護保険を運営します…

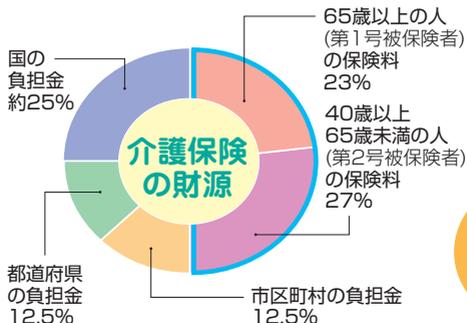
介護保険制度は、わたしたちの住む市区町村が運営しています。40歳以上の人が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときにはサービスを利用できるしくみとなっています。

認定の通知・保険証の交付
 介護保険負担割合証の交付



.....介護保険料は大切な財源です.....

みなさんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。



※上記円グラフの財源構成は居宅給付費の負担割合です。

● 基準額が決まります

みなさんの住むまちの介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）に応じて、65歳以上の人の保険料の基準額が決まります。

基準額
(月額)

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※必要とするサービスの量や65歳以上の人数の違いにより、基準額は市区町村によって異なります。
※令和5年度における海老名市の基準額(月額)は、5,180円となります。

.....介護保険料を納め始めるのは.....

第1号被保険者（65歳以上の人）として介護保険料を納めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）の分からです（転入の場合は、転入した月の分からとなります）。

注 海老名市に転入された人の介護保険料

転入前の市区町村からの、所得と住民税課税状況についての回答により保険料額が変更となる場合があります（保険料額が変更となった場合には、あらためて保険料変更後の納入通知書を送付いたします）。

.....介護保険料は所得に応じて決まります.....

決められた基準額をもとに、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別の保険料が決められます（海老名市は12段階で定めています）。

※保険料段階は、その年度の本人と世帯の住民税課税状況、前年中の合計所得金額などにより決まります。
 なお、世帯の課税状況は、4月1日に住民登録されている世帯の状況によります（転入された人は転入日の状況です）。

●海老名市介護保険料年額一覧

| 所得段階 | 対象となる方 | 負担割合 | 年額保険料 | 月額保険料 |
|------|--|----------|---------|--------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の所得指標★1と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.15 | 9,324円 | 777円 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の所得指標★1と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額×0.35 | 21,756円 | 1,813円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の所得指標★1と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える方 | 基準額×0.60 | 37,296円 | 3,108円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がある場合）で、前年の所得指標★1と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.88 | 54,696円 | 4,558円 |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がある場合）で、前年の所得指標★1と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方 | 基準額×1.00 | 62,160円 | 5,180円 |

6

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|---------|
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が125万円以下の方 | 基準額×1.15 | 71,484円 | 5,957円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が125万円を超え200万円未満の方 | 基準額×1.30 | 80,808円 | 6,734円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が200万円以上350万円未満の方 | 基準額×1.64 | 101,940円 | 8,495円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が350万円以上500万円未満の方 | 基準額×1.72 | 106,908円 | 8,909円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が500万円以上700万円未満の方 | 基準額×2.00 | 124,320円 | 10,360円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が700万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×2.06 | 128,040円 | 10,670円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、前年の所得指標★2が1,000万円以上の方 | 基準額×2.10 | 130,536円 | 10,878円 |

7

【所得指標について】

- ・所得指標★1 合計所得金額から分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除額と公的年金等の雑所得を控除した額を用い、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額。なお、合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とする。
- ・所得指標★2 合計所得金額から分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除額を控除した額を用い、給与所得または公的年金所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金所得の合計から10万円を控除した額。なお、合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とする。

【合計所得金額とは】

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額になります。

【老齢福祉年金とは】

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

..... 介護保険料の納め方（特別徴収）.....

保険料は原則として年金から納めることになっていますが、納め方は年金額によって2種類に分かれます。

●年金が年額18万円以上の人▶特別徴収

年金の定期支払い（偶数月）の際に、保険料があらかじめ差し引かれています。年金支払い通知書で確認しましょう。

※老齢福祉年金等については差し引きの対象とはなりません。



8

対象となる年金……老齢・退職（基礎）年金、障害年金、遺族年金

●国民健康保険に加入している人が年度の途中で65歳になった場合

65歳になった月の分から第1号被保険者の介護保険料を納めます。前月分までの第2号被保険者の介護保険料については、国民健康保険税（料）に含むかたちで年度末までの各納期に分けて納めます。

..... 特別徴収の人は年金受給月ごとの納付となります.....

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は確定した保険料を納めます（本徴収）。

| 前年度 | | | 本年度 | | | | | |
|-----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|----|
| 10月 | 12月 | 2月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 本徴収 | | | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |

前年度2月分の保険料額をそのまま納めます。
(8月分の額が変わることがあります)

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

9

注意
ください

年金担保、現況届けの未提出や提出遅れによる年金差し止めなどで年金が停止し、年金からの保険料差し引きができなくなった場合には、普通徴収で保険料を納めます。

..... 介護保険料の納め方（普通徴収）.....

● 年金が年額18万円未満の人 ▶ 普通徴収

市から送付される納入通知書や口座振替により、市指定の金融機関などで直接納めてください。



口座振替が便利です

普通徴収の人には、納め忘れのない口座振替が便利で安心です。

保険料納入通知書 + 通帳 + 印かん(通帳の届け出印) =

これらを持って指定の金融機関で手続きをしてください。

10

海老名市役所および海老名市内の金融機関には口座振替の申し込み用紙が置いてあります。申し込み用紙の郵送をご希望の人はお電話で介護保険課にご請求ください。

..... こんなときには普通徴収になります.....

年金の年額が18万円以上の方は、本来は保険料が年金から差し引かれますが（特別徴収）、次のような場合には一定の期間、個別に納めることとなります（普通徴収）。

特別徴収に切り替わるのは

海老名市の年金天引き開始月は、4月・6月・8月・10月の4回となります。

これにより65歳になられた人は、第1号被保険者として保険料を納め、年金を受給されるようになってから、また、転入されてきた人は、住所変更届を日本年金機構に出されてから概ね6か月から10か月で特別徴収に切り替わります（特別徴収に切り替わる際は事前に市から通知を送ります）。

11

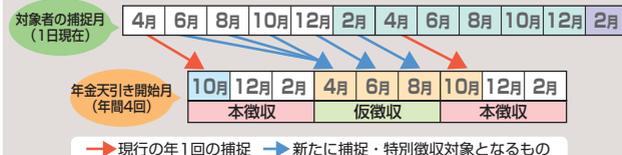
● 65歳になったとき（納め始めた年度）

● 他の市区町村から転入してきたとき

● 所得段階の区分が変更になったとき

● 年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき

■ 特別徴収対象者の捕捉のイメージ図



※所得が変更になったことなどにより特別徴収が止まった人は、次の年度の10月まで切り替わりません。

.....コンビニエンスストアなどでも納付ができます.....

下記のコンビニエンスストアや、MMK設置店及びスマートフォン決済アプリでも保険料の納付ができます（なお、従来どおり金融機関でも納付することができます）。

お取扱できるコンビニエンスストア (五十音順)

- くらしハウス ●スリーエイト ●生活彩家 ●セブン-イレブン
- ティリーヤマザキ ●ニューヤマザキティリーストア
- ファミリーマート ●ポプラ ●ミニストップ ●ヤマザキスペ
- シャルパートナーショップ ●ローソン 以上の全国各店舗

お取扱できるスマートフォン決済アプリ



●コンビニやMMK設置店で納付する際にご注意いただきたいこと

- 領収書とレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。
- 納付書は一枚一枚になっています（ホチキス等でとめるとコンビニや、MMK設置店での納付はできません）ので、納付書に記載されている納期・納期限をよくお確かめのうえ、納付を行いたい納付書だけを各店舗の窓口にお出しください。

●スマートフォン決済アプリで納付する際にご注意いただきたいこと

- ご利用にあたって、スマートフォンより無料アプリのダウンロードが必要となります。
- アプリのダウンロードや納付手続きの際の通信料は、ご利用者様の負担となります。
- 領収書は発行されないため、インターネットバンキングの取引明細やクレジットカードの利用明細などでご確認ください。

●次の納付書はコンビニやMMK設置店及びスマートフォン決済アプリで納付できません

- バーコード印字のない納付書（平成21年3月31日以前に発行した納付書）
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- 金額訂正をしたものや延滞金欄に手書きで金額を記入した納付書
- 再発行日から概ね2年が経過した納付書

問い合わせ先 納付方法に関すること…納税課 ☎046(235)9395

.....介護保険料を納めないでいると.....

保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護保険は、皆様の保険料によって支えられています。保険料の納期限内の納付にご協力ください（保険料の納付が困難な場合には、介護保険係までご相談ください）。

1

納期限を過ぎると、督促が行われます。

2

1年以上滞納すると、サービスの利用がいったん全額自己負担になります。

3

1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなります。

4

さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が控除されます。

※滞納が2年を過ぎると、利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費（利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用）が受けられなくなったりします。

.....介護保険に関連する各種お知らせ.....



●介護保険料の社会保険料控除

介護保険料を支払った場合は社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の課税対象所得から差し引くことができます。

申告に必要な1年間（1月1日から12月31日）に納付した介護保険料の額は、毎年1月下旬に介護保険課から通知いたします。

●要介護認定者の障害者控除

所得税や住民税の障害者控除（特別障害者控除）を受ける場合は、65歳以上の人については、障がい者手帳などの交付を受けていなくても、その身体の程度が身体障がい者等に準ずる者として福祉事務所が認定した人については、障害者控除の対象となります。

福祉事務所では、要介護認定を受けている人で一定の基準に該当する方に対して、本人または親族からの申請により、該当者に「障害者控除対象者認定証明書」を交付しています。

※要介護認定者の障害者控除の問い合わせ先
地域包括ケア推進課 ☎046（235）4950

14

.....介護サービスが必要になったら.....

介護保険でサービスを利用するには、まず申請が必要です。
本人または家族が市の担当窓口申請をしてください。

●申請に必要なものは

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証

※寝たきりの家族の介護などで申請に行くことができない場合には、地域包括支援センター、または省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

相談してみましょう

介護の必要性を感じるタイミングは、人によって異なります。家事が負担になってきた、一人での外出が不安になってきた、など思い当たることがあったら、市の担当窓口や地域包括支援センターなどに気軽に相談してみましょう。



15

保険料はきちんと納めましょう



介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料はきちんと納めましょう。

また、災害（火災、風水害等）を受けた場合などは、介護保険料の減免が認められる場合があります。市の窓口でご相談ください。

くわしくは **介護保険の窓口へ**

介護保険の窓口では、保険料に関するご相談を受け付けています。

海老名市役所 保健福祉部 介護保険課

保険料については…介護保険係 ☎046(235)4952

介護認定の相談は…介護認定係 ☎046(235)4953

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版